

繊維製品品質表示規程（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）  
の一部を改正する消費者庁告示案について（概要）

令和 6 年 6 月 6 日  
消費者庁表示対策課

1. 家庭用品品質表示法の概要

家庭用品品質表示法（昭和 37 年法律第 104 号。以下「家表法」という。）は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的とし、その対象となる家庭用品を指定し、当該家庭用品の品質に関する表示の標準となるべき事項を定めることを規定している。

2. 改正趣旨

令和 6 年 8 月に「繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法」に関する日本産業規格（J I S L 0 0 0 1）の改正が行われる見込みであることに伴い、家表法第 3 条第 1 項の規定に基づき定められた「繊維製品品質表示規程（以下「繊維規程」という。）」において、改正する日本産業規格を特定するため、所要の改正を行うものである。

3. 改正内容

繊維規程第 2 条、第 3 条及び別表第 8 で引用している日本産業規格について、今般の改正を踏まえ、その改正される日本産業規格が明確になるように、従前の「J I S L 0 0 0 1」から、改正した年を表す 4 桁を末尾に追記し、「J I S L 0 0 0 1:2 0 2 4」に変更する。

4. 今後の予定

令和 6 年 8 月 2 0 日：改正告示の公布・施行

なお、事業者に対する周知及び準備のため経過措置を設け、施行日から令和 7 年 8 月 1 9 日までの間に繊維製品に表示するものについては、なお従前の例によることができることとする。